

国内競技規則 一部改正

<新旧対照表>

※下線部分：変更箇所

改正後	現行
<p>1-1~2-8 (略)</p> <p><b>2-9 競技</b>                      レース、ラリー、スピード<u>競技</u>および記録挑戦、または自動車に参加して行われ競技的な性格をもっているか、あるいは成績の結果を発表することにより競技的性格を帯びる一切の<u>競技</u>をいう。前条の目的のため、下記の専門部会を置く。</p> <p>2-10~2-16 (略)</p> <p><b>2-17 スピード<u>競技</u></b>                      各車が定められたコース上を個別に走行し、個々の記録を順位判定の要素とする競技。</p> <p style="text-align: right;">以下 (略)</p>	<p>1-1~2-8 (略)</p> <p><b>2-9 競技</b>                      レース、ラリー、スピード<u>行事</u>および記録挑戦、または自動車に参加して行われ競技的な性格をもっているか、あるいは成績の結果を発表することにより競技的性格を帯びる一切の<u>行事</u>をいう。前条の目的のため、下記の専門部会を置く。</p> <p>2-10~2-16 (略)</p> <p><b>2-17 スピード<u>行事</u></b>                      各車が定められたコース上を個別に走行し、個々の記録を順位判定の要素とする競技。</p> <p style="text-align: right;">以下 (略)</p>